

法人市民税の制度改正について（お知らせ）

1 法人市民税法人税割の税率が引き下げになりました。

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率は 9.7% を適用することになります。

改正前	改正後	差
12.3%	9.7%	△2.6%

引き下げ分については、法人税と同様の期限に国（税務署）へ申告及び納付する制度（地方法人税）が新たに創設され、地方に配分するためのお金（地方交付税）とすることで、地方ごとの財政力の格差を是正します。

2 法人市民税の法人税割の税率改正に伴う予定申告額の経過措置

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人市民税の法人税割は、前事業年度の法人税割額の 4.7/12* とする経過措置がとられます。

改正前	改正後	差
6/12*	4.7/12*	△1.3/12*

*前事業年度の月数が 12 月の場合

（当該措置は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額に限られることにご注意ください。）

【事例 1 予定申告】

法人等の会計期間平成 25 年 10 月 1 日～26 年 9 月 30 日の期末に確定した法人税額が 1,000,000 円（分割は無とする。）で、本市に 123,000 円の法人市民税法人税割額の申告及び納付を行った場合

当該法人等の会計期間平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の中間期の法人市民税の予定申告の法人税割額は、

$123,000 \text{ 円} \times 4.7/12 = 48,175 \text{ 円} \Rightarrow 48,100 \text{ 円}$ となります（別に均等割あり。）。

【事例 2 確定申告】

事例 1 の法人等が、会計期間平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の期末に確定した法人税額が 1,000,000 円（分割は無とする。）の場合

本市に申告する法人税割の確定額は、

$1,000,000 \text{ 円} \times 9.7\% = 97,000 \text{ 円}$ となり、

確定申告時の納付額は（既に納付が確定した法人税割額 48,100 円がある為）、

$97,000 \text{ 円} - 48,100 \text{ 円} = 48,900 \text{ 円}$ となります（別に均等割あり。）。

※ 内容について不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1
 静岡市役所 静岡庁舎 新館 2 階
 財政局税務部 市民税課 法人課税係
 電話 054-221-1039